

平成19年4月より夫婦が離婚した場合に厚生年金を分割できる制度（**合意分割**）が創設されました。また平成20年4月からは会社員と主婦（2号と3号被保険者）の期間の年金は離婚時には自動的に1/2ずつ分割（**強制分割**）されることとなります。これにより一般的に夫より低額な妻の年金が夫の年金で補填され、高齢期の所得水準の向上が図られます。

合意分割

（平成19年4月実施）

婚姻期間中の年金額が多い方から少ない方へ、**分割割合に従って分割**されます。

平成19年4月1日以降に成立した離婚が対象となります。

当事者間の協議または裁判所の決定により分割割合（最大50%）を決定します。

分割の対象となるのは婚姻期間中の厚生年金加入期間の報酬比例部分と老齢厚生年金のみです。

（平成19年4月1日以前の期間も含む）

平成20年3月以前の加入期間分の分割

夫と妻の関係	年金の分割イメージ	分割割合
会社員 (2号) と 主婦 (3号)	夫から妻へ	協議 (最大50%) 合意分割
会社員 (2号) と 個人事業主 (1号)		
会社員 (2号) と 会社員 (2号)	多から少へ	
個人事業主 (1号) と 会社員 (2号)	妻から夫へ	
個人事業主 (1号) と 個人事業主 (1号)	対象外	

第3号分割(強制分割)

（平成20年4月実施）

平成20年4月からは、会社員（2号被保険者）と主婦（3号被保険者）の期間の年金は、離婚時には**1/2ずつ自動的に分割**されます。

分割には当事者間の合意や裁判所の決定は不要であり、3号被保険者の請求だけで分割できます。

分割割合は1/2のみで他の割合は認められません。

平成20年4月以降の加入期間分の分割

夫と妻の関係	年金の分割イメージ	分割割合
会社員 (2号) と 主婦 (3号)	夫から妻へ	1/2のみ 強制分割
その他の関係の場合	上表 (平成20年3月以前) の加入期間分と同様	協議 (最大50%) 合意分割

年金分割と受給資格

年金の分割を受けるとその分の年金額は増えますが、**加入月数には加算されません**。したがって分割を受けた妻が受給資格期間（原則25年）を満たさない場合には、自身の老齢基礎年金も分割を受けた厚生年金も受給できないこととなります。

ずっと専業主婦で厚生年金の加入期間がない女性の場合、受給できる年金は老齢基礎年金だけなので、自分の老齢基礎年金と**分割を受けた厚生年金を65歳から受ける**こととなります。

ただし、昭和40年度までの生れの女性が**1年以上厚生年金に加入していれば、分割を受けた厚生年金をその受給開始年齢から受給できます**（13頁参照）。今後は「離婚に備えて1年以上厚生年金に加入しておきましょう」というアドバイスが流行るのでしょうか？